

# 令和7年大和市農業委員会第12回総会議事録

令和7年12月24日（水）午前10時開会

大和市役所5階 全員協議会室

## 1. 本日の出席委員

1番 高橋 守 委員	10番 荻窪 登 委員
2番 大沼 茂樹 委員	11番 池田 俊一郎 委員
3番 眞壁 浩二 委員	12番 木村 賢一 委員
4番 遠藤 一直 委員	13番 古谷田 和子 委員
6番 渡邊 みどり 委員	14番 保田 雄一 委員
7番 富澤 克司 委員	15番 長谷川 慶太郎 委員
8番 田邊 義之 委員	16番 関水 好美 委員

## 2. 本日の欠席委員

なし

## 3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長	佐藤 祐介
次長	石井 一郎
主査	富田 規裕
主査	近田 拓朗

## 4. 本日の議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 報告第35号 農地法第3条の3の規定による届出について

日程第4 報告第36号 農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出について

- 日程第5 報告第37号 農地法第5条第1項第6号の規定による賃貸借権設定の届出について
- 日程第6 報告第38号 農地法第5条第1項第6号の規定による使用貸借権設定の届出について
- 日程第7 議案第30号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について
- 日程第8 議案第31号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について
- 日程第9 議案第32号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画について

## 5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

報告第35号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第36号 農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出について

報告第37号 農地法第5条第1項第6号の規定による賃貸借権設定の届出について

報告第38号 農地法第5条第1項第6号の規定による使用貸借権設定の届出について

議案第30号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

議案第31号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について

議案第32号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画について

午前 10 時 開会

○議長 ただいまの出席委員は 14 人で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和 7 年 12 月大和市農業委員会第 12 回総会を開会いたします。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長 日程第 1、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、15 番、長谷川慶太郎委員、16 番、関水好美委員を指名いたします。

○議長 日程第 2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、総会資料 1 ページをごらんください。

11 月 18 日、令和 7 年度第 1 回大和市総合計画審議会が開催され、眞壁会長が出席されました。

11 月 20 日、第 49 回大和市民まつり出店部会が開催され、大沼委員が出席されました。

11 月 21 日、令和 7 年度大和市産業人表彰式が開催され、眞壁会長が出席されました。

11 月 27 日、令和 7 年度大和市農業委員視察研修を実施いたしました。

12 月 22 日、第 49 回大和市民まつり第 1 回実行委員会が開催され、遠藤職務代理が出席されました。

諸報告につきましては以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。本件についてご意見等、何かございますでしょうか。

大沼委員。

○大沼委員 11 月 20 日に第 49 回大和市民まつり出店部会が開催されました。今回、出店料が 3 万 5,000 円から 6 万円に、それから募集について、前回は 96 件ということだったのですが、今回の募集の目標は 100 件ということで決まりました。出店申し込みが令和 8 年 2 月 19 日、説明会が令和 8 年 4 月 8 日ということで報告がありました。12 月 22 日の実行委員会に報告するというこ

とでございました。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

そのほか、ございますでしょうか。遠藤委員。

○遠藤委員 12月22日、大和市民まつり第1回実行委員会が保健福祉センターで開催されました。主な内容については、実行委員の役員紹介、今年度も昨年度に引き続き、大和商工会議所の副会頭の新村さんが実行委員長になりました。それと、各部会の部会長、副部会長から、それぞれあいさつと進捗状況の報告がありました。

5月9日、10日に向けて大和市民まつりが動きだしますけれども、市の財政状況が非常に厳しいという中、予算案等の審議がされました。今後、市民まつりに捻出される金額がまだ不確定という中でのスタートで、各部会の協賛金の協力とかボランティアの募集とか、タイトに皆さんにご協力いただくようなことがあるかもしれないということを委員の中で確認したところです。

それと、記載にはありませんが、大和市地場農産物消費拡大推進協議会の会長という立場で、12月17日に全国都市農業フェスティバルの事業報告会がJAさがみ鶴間支店であり、出席をいたしました。当日の事業報告が農業応援課からありまして、会場の来場者が2日間で約7万5,000人と非常に多く、大和市で出店したブースの売上も2日間で総額約38万円と非常に高い売上を上げることができたという報告がありました。

次回の開催については、2年後の2027年に開催予定という報告がありましたけれども、次回もぜひ参加をしていきたいと思いますという意思統一も確認されました。

報告は以上になります。

○議長 ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは、私から、11月18日に令和7年度第1回大和市総合計画審議会に出席いたしました。引き続き、中林会長のもとで、令和7年度の審議会の取り

組みであるとか、今後の総合計画の進行管理とかいったことのお話がありました。あと、市政の世論調査をやっておりまして、その結果報告ということでございました。それから、今後の予定として、今年度中にも、まだ審議会の開催を予定しているとのことでした。

それから、11月21日の令和7年度大和市産業人表彰式は、今年もたくさんの方が表彰をされました。遠藤職務代理も表彰されておりました。

以上でございます。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第3、報告第35号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第35号についてご説明いたします。議案書の1ページの1件がありました。相続により所有権を得たものです。事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

説明は以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

(発言者なし)

○議長 よろしいですか。それでは、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第4、報告第36号、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出について、日程第5、報告第37号、農地法第5条第1項第6号の規定による賃貸借権設定の届出について、日程第6、報告第38号、農地法第5条第1項第6号の規定による使用貸借権設定の届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、ご説明いたします。

報告第36号については議案書2ページの4件が、報告第37号については議案書3ページの1件が、報告第38号については議案書4ページの1件がござ

いました。案内図は総会資料の3から5ページでございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

木村委員。

○木村委員 報告第36号の1番ですが、こちらは桜ヶ丘駅から近いところで近隣商業地域の場所かと思うのですが、現況地目が宅地で、面積は292㎡、地価の相当高いところかと思うのですが、譲渡人と譲受人は親戚関係の方なのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 譲渡人と譲受人の関係までは伺っておりません。ですが、譲受人の方は、申請地の北側に居住されている方です。

○木村委員 関係まではわからないということですので、あえてそれ以上は結構です。わかりました。

○議長 そのほかございますでしょうか。長谷川委員。

○長谷川委員 報告第36号の1番ですが、北側の土地は、資料を拝見しますと畑になっているようですが、現況は畑になっているのではなく、北側にある譲受人の宅地の一部が畑のようになっているという認識でよろしいでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 隣地の状況については、把握しておりません。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 北側の土地を所有されている方が今回の譲受人という認識でよろしいでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 資料の畑の記号の土地の状況は把握しておりませんが、畑の記号の北側に土地を所有されている方が今回の申請地を取得することになります。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 わかりました。ありがとうございます。

○議長 ほかがございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第7、議案第30号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第30号についてご説明いたします。議案書は5ページ、総会資料の6から7ページをごらんください。

申請地及び申請者は議案書記載のとおりです。申請地の位置図は、総会資料6ページの地図に斜線で示しております。地目は畑です。申請理由は、譲渡人は、相続により取得した農地で、農業経験がなく管理が大変なためで、譲受人は、経営規模の拡大です。

申請人とは、12月11日に、大沼委員とともに現地でお会いし、申請内容や状況を確認いたしました。譲受人は、八王子市に1,557㎡の農地を所有し、大和市では、当該地の隣を所有している兼業農家であり、兼業のまま、自宅から通える範囲で5,000㎡程度まで増やしたい旨、聞いております。また、譲受人は、耕運機等の農機具を所有し、年間従事日数が150日以上、常時従事者が本人に加え1名おり、農地の全部効率利用要件等を定めた農地法第3条第2項各号には抵触しないことが確認できたため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員、説明をお願いします。  
大沼委員、お願いします。

○大沼委員 12月11日に現地にて私と事務局で譲渡人の代理人兼譲受人にお会いし、現地確認して、所有権移転したい旨、確認しました。譲受人からは、まずは土づくりを行い、来年5月ごろからサツマイモを、11月ごろからタマネギを耕

作する旨を聞いています。無農薬で無化学肥料を使う方針であるが、場合によっては農薬を使うこともやむを得ないという考えを持っていることを確認しました。今回許可することは問題ないと思います。

以上です。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

田邊委員。

○田邊委員 今回の取引に至った経過などを教えていただければと思います。

○議長 事務局。

○事務局 譲受人が以前、隣接している農地を取得したことによって、隣が空いていることを把握され、ご自身で登記簿をとり、連絡をとって交渉したと聞いております。

○議長 田邊委員。

○田邊委員 そうなると、間には不動産業者は入っていないくて、なおかつ売買で土地を取得したということでしょうか。以前は贈与で農地を取得されていたと認識していますが、今回はどのような形態なのか教えていただけますか。

○議長 事務局。

○事務局 最終的に不動産業者を介して契約をしたかどうかまでは把握をしていませんが、今回は売買で土地を取得されています。

○議長 田邊委員。

○田邊委員 譲受人の方は、町田市で自分の建物を建てている最中という説明を前回受けたと思うのですが、そちらの資金も必要であり、なおかつ、今回の土地の資金も必要となる。この土地の資金はどのように確保されているのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 資金の確保の仕方までは確認しておりません。

○議長 田邊委員。

○田邊委員 八王子市の1, 557㎡でしたか、こちらの農地の耕作の現状。前回、八王子市の農業委員会で証明をもらったという説明があったのですが、今

回も新たに証明はいただいているのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 今回も申請に当たっては、八王子市の農業委員会から耕作証明を発行してもらい提出をしてもらっています。また、今回、口頭でお話を聞いた中では、八王子市の農地でサツマイモが500kgほど採れて、販売もしたと伺っております。

○議長 田邊委員。

○田邊委員 こちらの方は、たしか兼業農家と思うのですが、お勤め先とかの確認はされているのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 お勤め先は確認しておりません。

○議長 田邊委員。

○田邊委員 先ほど5,000㎡まで増やしてというお話がありましたけれども、あくまでも兼業農家ということで、もっと農地を増やして、将来、専業農家を目指しているということはあるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 現状は兼業農家だと聞いております。将来、専業農家という話は伺っていません。

○議長 田邊委員。

○田邊委員 建物を建てていて、農地も取得するとなると、普通に考えれば資金はどうするのかと思います。そこで、次回以降でいいので、こういう案件があったら、資金の確認をお願いします。

○議長 事務局。

○事務局 農地の取得資金をどうするのかという確認はできますが、ほかの建物を建てる資金をどうするのかということまでは確認できません。

○田邊委員 あくまでも農地の取得資金について、確認をしていただければと思います。

○事務局 わかりました。

○議長 よろしいですか。

○田邊委員 ありがとうございました。

- 議長　　ほかございますでしょうか。長谷川委員。
- 長谷川委員　　南側の隣地は既に所有されていると思うのですが、この圃場へ通作するための進入路はどちらからになるのでしょうか。
- 議長　　事務局。
- 事務局　　北側の線路沿いのところに市の管理している幅1 mから1.5 mぐらいの道がありまして、そちらを通過して通作しているということです。
- 議長　　長谷川委員。
- 長谷川委員　　そうしますと、その道を通って機械を入れてこの圃場へアクセスするというので、よろしいでしょうか。
- 議長　　事務局。
- 事務局　　基本的にはそうなのですが、農地のすぐ東側に家が7軒ほど建っておりまして、その間に私道があり、そこを通過して通作することも可能です。
- 議長　　長谷川委員。
- 長谷川委員　　そうしますと、東側の私道も通作路の1つになり得るということでしょうか。
- 議長　　事務局。
- 事務局　　そのとおりです。
- 議長　　長谷川委員。
- 長谷川委員　　その私道に関しても、譲受人の方が取得を目指しているのでしょうか。
- 議長　　事務局。
- 事務局　　私道について、譲受人が所有を目指しているとは聞いていません。
- 議長　　長谷川委員。
- 長谷川委員　　ここの私道は、道幅はどのくらいになるのでしょうか。
- 議長　　事務局。
- 事務局　　車がすれ違えるぐらいの幅はあります。
- 議長　　長谷川委員。
- 長谷川委員　　そうすると、4 mぐらいの幅があるということでしょうか。
- 議長　　事務局。
- 事務局　　はい、そのとおりです。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 この私道は位置指定とかは、とられているのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 位置指定がとられているかどうかは確認しておりません。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 農地を取得して、そこに道路がついているから、農地を転用して売買できてしまわないか。お住まいのところで耕作の圃場が町田市や八王子市、大和市となると、ちょっと違和感を感じてしまうのですね。今のところは農地として利用されているということですが、これからずっと農地として利用されるということなののでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 譲受人は、農地を借りるよりも自分で取得して長くやりたいと伺っておりますので、長期で考えていらっしゃるかと認識しています。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 わかりました。ありがとうございます。

○議長 そのほかございますでしょうか。田邊委員。

○田邊委員 最後に1点だけ、これもお願いになるのですが、今回、八王子市の農業委員会から耕作証明をとられたとのことですが、八王子市なら、直接、現地確認ができると思うのです。今回は農地を借りるのではなく、取得をするということなので、八王子市まで行って農地の状況を確認してもらいたかったというのが正直な気持ちです。

以上です。

○議長 そのほかございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

これより、議案第30号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請についてを採決いたします。

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第30号は、許可することに決定いたしました。

○議長 日程第8、議案第31号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題に供します。  
受付番号1について、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第31号、受付番号1番についてご説明いたします。継続の案件でございます。議案書6ページ、資料は8・9ページになります。

大和市長から、令和7年12月9日付で農用地利用集積等促進計画（案）について諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は1,689㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和8年3月1日から令和9年2月28日までの1年間、賃貸借権を設定し、野菜を栽培する計画です。借人は移植機を所有するほか、トラクター等農機具を親族より借用し、現在1万1,164.15㎡を経営しています。農業経営者1名、農業補助者1名の計2名で農業経営を行っております。

令和7年12月8日に高橋委員と事務局で現地に赴き、借人に聞き取りを行いました。

以上の計画の内容は、借人の経営状態、従事日数など農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしており、特に問題はないと考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 受付番号2から5について、事務局、説明をお願いします。

○事務局 受付番号2番についてご説明いたします。継続の案件でございます。議案書6ページ、資料は10・11ページになります。

大和市長から、令和7年12月9日付で農用地利用集積等促進計画（案）について諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は1,608㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和8年3月1日から令和13年12月31日までの5年10カ月間、使用貸借権を設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人は移植機を所有のほか、トラクター等農機具を親族より借りており、現在1万1,164.15㎡を経営して

います。農業経営者1名、農業補助者1名の計2名で農業経営を行っております。

令和7年12月5日に関水委員と事務局で現地に赴き、借人に聞き取りを行いました。

次に、受付番号3・4番について、あわせてご説明いたします。継続の案件でございます。議案書は6ページ、資料は12から15ページになります。

大和市長から、令和7年12月9日付で農用地利用集積等促進計画（案）について諮問を受けています。受付番号3は、賃貸借権で、設定する土地の面積は997㎡です。受付番号4は使用貸借権で、設定する土地の面積は76㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和8年3月1日から令和13年2月28日までの5年間、賃貸借権及び使用貸借権を設定し、多肉植物を栽培する計画です。借人は多肉植物の育成、販売を行っており、ビニールハウスはリースで、それ以外の生産用資材は一式所有しており、現在1,073㎡を経営しています。農業経営者1名で農業経営を行っております。

令和7年12月9日に木村委員と事務局で現地に赴き、借人に聞き取りを行いました。

次に、受付番号5番についてご説明いたします。継続の案件でございます。議案書は7ページ、資料は16・17ページになります。

大和市長から、令和7年12月9日付で農用地利用集積等促進計画（案）について諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は939㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和8年3月1日から令和11年12月31日までの3年10カ月間、賃貸借権を設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を所有し、現在1万5,085.5㎡を経営しています。農業経営者1名、農業専従者3名の計4名で農業経営を行っております。

令和7年12月9日に木村委員と事務局で現地に赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。

以上の計画の内容は、いずれも、借人の経営状態、従事日数など農地中間管理

事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしており、特に問題ないと考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いします。

受付番号1について、高橋委員、お願いします。

○高橋委員 受付番号1番について、12月8日に事務局と現地へ赴き、借人とお会いし確認いたしました。現地は管理されており、問題ないと思います。

以上です。

○議長 続きまして、受付番号2について、関水委員、お願いします。

○関水委員 受付番号2番について、12月5日に事務局と私で現地へ赴き、借人とお会いし確認いたしました。現地は管理されており、問題ないと思います。

以上です。

○議長 受付番号3から5について、木村委員、お願いします。

○木村委員 受付番号3、4につきまして、12月9日、先ほど事務局から話したように、現地へ参りまして借人とお会いいたしました。そして、5番についても、同じ12月9日、貸人と借人の両者にお会いいたしました。結論として、問題ないと思っております。

そして、さらにつけ加えますと、受付番号3、4については、多肉植物を栽培ということで、始めて数カ月しかたっていないので、まだ採算とかそういうところまではいっていないとのことですが、現状では順調に推移しているとご本人から報告がありました。

そして、5番につきましては、ご本人からのお話で、当初、3haぐらいを目標に経営をしていきたいということでしたが、現状、2.5haぐらいまで借りた形で拡大しつつあるということです。さらに目標をもう少し広げて4haぐらいまでやりたいという言葉がありました。3番、4番、5番の借主については、現地も管理されておりますし、特別問題ないと判断しております。

以上です。

○議長 地元委員による説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1から5について質疑、意見はございますでしょうか。

長谷川委員。

○長谷川委員 2番と5番に関してですけれども、それぞれ10カ月というプラスがあるのですが、これは切りがあまりよくないのですけれども、これは何か理由があるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 こちらは、市の意向として、業務の効率を上げていこうということで、貸借等の終期を年末に合わせていこうということがありまして、それで、一部このような形になっております。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 そうしますと、3番、4番はそうなっていませんが、これは何か理由があるのですか。

○議長 事務局。

○事務局 所有者の意向があれば、そちらを優先させていただいております。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 ありがとうございます。

○議長 そのほかございますでしょうか。遠藤委員。

○遠藤委員 受付番号1番の件ですが、更新の案件ということで1年となっているのですけれども、これは何かご事情を聞いておられますか。

○議長 事務局。

○事務局 こちらは、貸主の方が複数年よりも1年で貸したいという意向があり、昨年度の更新の際も今年度の更新の際も1年という期間で貸借を行っております。

○議長 遠藤委員。

○遠藤委員 ありがとうございます。

それとは別件ですが、1番と4番について、ハウスを借りているような状況なのですが、現状のハウスの環境がどのようになっているか、わかる範囲で教えていただきたいのですが。

○議長 事務局。

○事務局 受付番号1番に関しては、特に借人から破れなどがあるとは聞いておりません。受付番号4番に関しては、今年建てたばかりの新しいものなので、まだきれいな状態です。

○議長 遠藤委員。

○遠藤委員 ありがとうございます。今質問させていただいたのは、受付番号1番のハウスについてですけれども、借人の声として、若干、ハウスの消耗が激しく、フィルムの破損が見受けられるとのこと。貸人がこのハウスとは別棟のハウスになりますが、屋根の張り替えを行ったというお話を借人から承って、借りているハウスについては現状のまま賃貸をしているような状況の中で、賃料が設定されているのであれば特に問題ないと思うのですが、借人としては、どうせ張り替えるなら、こちらのほうも張り替えてくれればよかったのにといい心情みたいなものがあったものですから、契約期間が1年間という、3年間、5年間と借りられない理由にもなっていたのかなという思いもありまして、質問させていただきました。

それと、1番についてですけれども、畑の管理について、借人からは畑の周辺ごみが非常にひどくてという声もいただいていますので、更新をするに当たって、指導できる範囲で指導していただきたいという、借人から要望も承ったところなので、この場をかりてお話をさせていただきました。

以上です。

○議長 木村委員。

○木村委員 受付番号3番、4番についてですが、まだ始めたばかりで、この夏はハウスの中に限らず非常に厳しい暑さで、一部の多肉植物が枯れてしまったという話がありました。現状では採算はとれていない状況ですが、自分の当初の計画に近い状態に進んでいるという言葉聞いて、年齢的にも50代の方ですし、今後とも順調にやっていっていただければと思っています。補足させていただきます。

○議長 ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。保田委員。

○保田委員 今の3番、4番の件ですけれども、採算はまだとれていないということで

すが、販売先はもうある程度決まっているのでしょうか。それとも、まだこれから販売先も開拓していくという形なののでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 現況では、多肉植物のワークショップの先生のところに卸していると聞いております。それ以外の出荷先については、確認しておりません。

○議長 保田委員。

○保田委員 ワークショップに卸すだけだと、そんなに売上はないのではないかと思うのですけれども、いかがなののでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 ワークショップに卸す価格までは聞いていませんのでわかりませんが、まだ1年目ということもあって、これから徐々に増やしていくと考えております。

○議長 保田委員。

○保田委員 ありがとうございます。

○議長 そのほかございますでしょうか。長谷川委員。

○長谷川委員 3番、4番合わせてですけれども、写真を見る限り、これは農地の上に防草シートを張っているという認識でよろしいのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 そのように考えております。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 では、この下がどうなっているかという確認は行っていないということでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 シートの下の状況までは確認しておりません。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 ありがとうございます。

○議長 そのほかございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

これより、議案第31号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2

項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について採決いたします。

受付番号1について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 挙手全員であります。よって、本件は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号2について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 挙手全員であります。よって、本件は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号3について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 挙手全員であります。よって、本件は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号4について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 挙手全員であります。よって、本件は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号5について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 挙手全員であります。よって、本件は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

○議長 日程第9、議案第32号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第32号についてご説明いたします。

この法律は、生産緑地に対し、一定の要件を満たした事業計画を市町村長が農業委員会の決定を経て認定することにより、農地法第3条の許可を受ける必要がなく、また、第17条の法定更新を適用しない貸借を行うものです。

今回の一定の要件とは、申請都市農地において生産された農産物等を主として市内で販売することです。生産された農作物等を市内や隣接市の販売店や直売所で販売する事業計画となっております。

大和市長から、令和7年12月9日付で同法に基づき諮問を受けています。議案書は8ページ、資料は18・19ページになります。新規の承認申請で、賃貸借による権利を設定する土地の面積は336㎡です。借人の住所、氏名、貸人の住所、氏名は議案書記載のとおりです。令和8年3月1日から令和10年2月28日までの2年間、賃貸借による権利を設定しハウス野菜を栽培する計画です。借人は草刈り機等農機具を所有し、現在1,332㎡を経営しています。農業経営者1名で農業経営を行っております。

令和7年12月5日に、地元の関水委員と事務局とで現地等の状況を調査いたしました。

以上の事業計画の内容は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員より説明をお願いします。

関水委員、お願いします。

○関水委員 本件については、12月5日に私と事務局とで貸人及び借人にお会いし、現地を確認いたしました。現地はしっかり管理されておりましたので、今回の件については問題ないと思います。

以上です。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

木村委員。

○木村委員　この貸人の方は以前からよく知っている方ですが、今回、新規でハウスを貸されるとのことで、その理由はどんなふうにかかっているのでしょうか。

○議長　事務局。

○事務局　貸人からは、農業はやり切ったので減らしていきたいと伺っております。

○議長　木村委員。

○木村委員　年齢も81歳ということで、昔からよく知っている方なのですが、非常に熱心に今までやってこられて、今、やり切ったというような話がありましたが、ご自分ではちょっと厳しくなったということで貸されるということですかね。わかりました。

あと、借人は、現在1,332㎡経営をされていて、年齢的にまだ若い方ですが、ごく最近農業に携わったということなののでしょうか。借人の状態を確認させていただきたいと思います。

○議長　事務局。

○事務局　借人は、藤沢市で令和6年に青年等就農計画の認定を受けられている方で、新規で農業を開始された方になります。貸人のところで農業に関して勉強をさせてもらっていて、その経緯もあり、今回このハウスを借りることになったと伺っております。

○木村委員　わかりました。

○議長　そのほかにございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長　よろしいですか。

それでは、質疑を終結いたします。

これより採決してまいります。

議案第32号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画についてを採決いたします。

本件について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長　挙手全員であります。よって、本件は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和7年12月大和市農業委員会第12回総会を閉会いたします。

午前10時58分 閉会